

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公開番号】特開2008-154593(P2008-154593A)

【公開日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2008-25482(P2008-25482)

【国際特許分類】

A 01 B 33/02 (2006.01)

A 01 B 73/04 (2006.01)

A 01 B 35/04 (2006.01)

【F I】

A 01 B 33/02 Z

A 01 B 73/04

A 01 B 35/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月18日(2008.7.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トラクタの後部に昇降可能に連結され、該トラクタからの動力により駆動されるロータリ作業部を備えた作業機本体と、該作業機本体に対して作業幅を延長するように配備される延長作業機体とからなり、前記作業機本体に対して前記延長作業機体を水平に展開した状態と、前記作業機本体に対して前記延長作業機体を折り畳んだ状態とを選択可能にした折り畳み農作業機において、

前記作業機本体及び前記延長作業機体は機体の後方下部に上下動可能に軸支された第1整地部材と該第1整地部材の下方に軸支される第2整地部材を備え、該第2整地部材には、前記展開した状態で前記両第2整地部材を連結させる連結手段が設けられ、

該連結手段は、前記作業機本体側の第2整地部材の上昇に伴って前記延長作業機体側の第2整地部材を協動させる第1協動体と、前記作業機本体側の第2整地部材の下降に伴って前記延長作業機体側の第2整地部材を協動させる第2協動体とからなり、

前記第1及び第2協動体は、それぞれ前記両第2整地部材の対向側部から突出する一対の突出部材からなり、

前記第1又は第2協動体の少なくとも一方における前記一方の突出部材の先端が前記展開した状態で前記他方の突出部材側面の案内板に当接し、前記両整地部材が接地抵抗を受けて同一高さになったときに、前記案内板によって一旦退避した前記一方の突出部材が前記他方の突出部材の当接面上に突出することを特徴とする折り畳み農作業機。

【請求項2】

前記一方の突出部材は、対向する他方に向けて突没可能に弾持された部材であり、他方は、該部材に当接する当接面を有していることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み農作業機。

【請求項3】

前記第1協動体における作業機本体側の突出部材は延長作業機体側の突出部材の下に重ねられ、前記第2協動体における作業機本体側の突出部材は延長作業機体側の突出部材の

上に重ねられることを特徴とする請求項1、もしくは請求項2記載の折り畳み農作業機。

【請求項4】

前記第1又は第2協動体は、整地部材の側部に沿って形成される板状突出部材からなることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の折り畳み農作業機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1に係る発明は、トラクタの後部に昇降可能に連結され、該トラクタからの動力により駆動されるロータリ作業部を備えた作業機本体と、該作業機本体に対して作業幅を延長するように配備される延長作業機体とからなり、前記作業機本体に対して前記延長作業機体を水平に展開した状態と、前記作業機本体に対して前記延長作業機体を折り畳んだ状態とを選択可能にした折り畳み農作業機において、

前記作業機本体及び前記延長作業機体は機体の後方下部に上下動可能に軸支された第1整地部材と該第1整地部材の下方に軸支される第2整地部材を備え、該第2整地部材には、前記展開した状態で前記両第2整地部材を連結させる連結手段が設けられ、

該連結手段は、前記作業機本体側の第2整地部材の上昇に伴って前記延長作業機体側の第2整地部材を協動させる第1協動体と、前記作業機本体側の第2整地部材の下降に伴って前記延長作業機体側の第2整地部材を協動させる第2協動体とからなり、

前記第1及び第2協動体は、それぞれ前記両第2整地部材の対向側部から突出する一対の突出部材からなり、

前記第1又は第2協動体の少なくとも一方における前記一方の突出部材の先端が前記展開した状態で前記他方の突出部材側面の案内板に当接し、前記両整地部材が接地抵抗を受けて同一高さになったときに、前記案内板によって一旦退避した前記一方の突出部材が前記他方の突出部材の当接面上に突出することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項2に係る発明は、請求項1に記載の折り畳み農作業機において、前記一方の突出部材は、対向する他方に向けて突没可能に弾持された部材であり、他方は、該部材に当接する当接面を有していることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項3に係る発明は、請求項1、もしくは請求項2に記載の折り畳み農作業機において、前記第1協動体における作業機本体側の突出部材は延長作業機体側の突出部材の下に重ねられ、前記第2協動体における作業機本体側の突出部材は延長作業機体側の突出部材の上に重ねられることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項4に係る発明は、請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の折り畳み農作業機において、前記第1又は第2協動体は、整地部材の側部に沿って形成される板状突出部材からなることを特徴とする。